

障がいのある方の相談窓口



障がいのある方の身近な地域での支援者として、障がい(児)者の相談員制度があります。日常生活の中で本人や、その家族の方が、困っていることや悩んでいることはありませんか？

市内には、さまざまな障がい(児)者の相談員がいます。相談は無料ですので、気軽にご相談ください。

1. 重症心身障がい児(者)相談員

重症心身障がい児(者)相談員は、重症心身障がい児(者)の保護者の中から県が相談業務を委託した人です。自らの経験から本人と家族支援のために、療育、生活などに関する相談に応じ、必要な指導や助言を行ったり、専門的な指導は、関係機関と連絡をとり援助を行っています。

県内には、3名の重症心身障がい児(者)相談員がいます。

2. 知的障がい者相談員

知的障がい者相談員は、知的障がい者の保護者の中から市が委嘱した人です。自らの経験からさまざまな問題に親身になって相談に応じ、関係機関と連絡をとり、その援助を行っています。市内には、7名の知的障がい者相談員がいます。

3. 身体障がい者相談員

身体障がい者相談員は、身体障がい者の中

から市が委嘱した人です。自らの障がい経験から、身体障がい者福祉に理解と熟意をもって相談に応じ、助言・指導などを行っています。市内には、9名の身体障がい者相談員がいます。

4. 障がい者の相談支援専門員

相談支援専門員は、相談支援事業所に所属し、地域の障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者および障がい児等)等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行っています。

市内には、20の指定障がい者相談支援事業所があります。(市が実施する相談支援事業は、9つの相談支援事業所へ委託しています。)

お知らせ

出雲市障がい相談ルーム閉室

7月末をもって、イオン出雲店で、毎週火・水・木曜日に開設していた「出雲市障がい相談ルーム」は、都合により閉室します。

障がい(児)者の相談員についてのおたずねは、福祉推進課または各支所福祉担当窓口へおたずねください。詳しくは、市役所窓口設置チラシや市ホームページ「障がい者等の相談員」でご確認ください。

おたずね／福祉推進課 ☎21-66905

このマークのある駐車場の利用についてご理解を！



左のマークのついた駐車場の利用については、障がいや高齢などにより歩行や乗降が困難な方々のために用意されている駐車場です。

しかし、この駐車場を利用する必要がない方が駐車されていて、歩行や乗降が困難な方が利用できないことがあります。このマークのついた駐車場の利用について、ご理解とご協力をお願いします。

県では「思いやり駐車場制度」を実施し、このマークのついた駐車場を必要とする方に対して、利用証を交付しています。

手続きは福祉推進課・各支所福祉担当窓口でできますのでご相談ください。

対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、一時的な疾病により歩行困難な方

※障がいの程度や要介護状態区分などそれぞれ条件がありますので、詳しくはおたずねください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

思いやり 駐車場

この駐車場は、島根県発行の身障者等利用駐車場利用証を、お持ちの方が利用できます。

島根県

おたずね／福祉推進課 ☎21-6694

えがおになあれ

37

子どもたちが明るく元気に育つのを
見ると、未来に希望を感じます。
毎日を心豊かに過ごし、子どもも大人
も、「えがおになあれ」…そんな願いを
込めて、このコーナーを設けました。
(出雲市要保護児童対策地域協議会)

ひとり親の支援員をご存知ですか？

市には、ひとり親家庭を支援する4名の「母子自立支援員」がいます。子育て支援課に3名と、斐川支所健康福祉課に1名を配置しています。その支援員は、ひとり親家庭の方の悩みごとの相談相手になり、問題解決のお手伝いをしています。時には生活上の難しい問題と直面しますが、そんな時は他の機関の情報や連携で支援をすすめています。また、最寄の支所に支援員が出かけてお話を聞くこともあります。

先日、母子家庭のお母さんとお子さんが市役所に来られました。そのお子さんが、照れくさそうに支援員の名前を呼んでくれた時は嬉しくなり、思わ



私たちが母子自立支援員です。いつでも相談に来てください。

要保護児童対策地域協議会は、子どもが健やかに育つよう社会のさまざまな機関が子育て中の家庭を見守り、必要に応じて支援し、児童虐待等のない社会を目指すために組織したものです。

ず顔がほころんでいました。お母さんが庁舎内で相談にまわられている間に、そのお子さんと遊ぶ時間は、おぼあちゃん？」の気分。時には抱っこもしながら、お母さんを待つこともあります。市役所本庁1階はとても広く、キッズルームや市役所探検で小さな子どもたちは退屈しません。

相談の場面では、受験を控えて表情が厳しいお母さんやお子さん、子育てに悩むお父さんなど、さまざまな家庭の状況があり、窓口でお話を聞いてみると、「頑張っているらっしゃるんだなあ」と感じます。

ひとり親になる時、「どんな制度があるんだろう」、「どんな生活になるんだろう」と不安に思われるかもしれません。また、いよいよひとり親と子の生活が始まって困った時、母子自立支援員に気軽に声をかけてください。お話をうかがう中で、何かお役にたてることがあるかもしれません。

支援員は心のなかで「みんな元気ががんばって。えがおになあれ」と応援しています。

(執筆：母子自立支援員)

おたすね／子育て支援課 ☎②66604

住宅リフォーム費用を助成します！ 募集件数を拡充し、優先世帯枠を設定しました！

住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅改修時に、費用の一部を助成します。

対象

市内に自ら所有し、居住している家を、市内に本店を有する施工業者(個人業者含む)に発注して行うリフォーム(改修)工事で、工事費が50万円以上のもの

対象工事期間(平成25年度特例)

6月1日(土)から平成26年3月22日(土)まで
※本年6月1日以降に着工し、完了済み(工事中)の工事も対象とします。(申請後の審査の結果、補助の対象外となることもあります。)

助成金額

工事費の10%で、最高10万円(千円未満切捨)

予定件数

300件(予算3千万円)

※優先世帯枠(100件)、一般世帯枠(200件)※申込件数が予定件数を超えた場合は、抽選で助成対象者を決定します。
※申込期間内に申込件数が予定件数に満たなかった場合は、抽選を行います。申込者全員を助成対象とします。
残りの件数は、先着順で申し込みを受け付けます。(予定件数に達した時点で終了)

優先世帯の設定について(新設)

次のいずれかの要件に該当する世帯の方は、優先世帯枠(100件)に申し込みすることができます。
優先世帯枠で申込みの方は、優先世帯枠が超過した場合、優先世帯枠のみで抽選します。優先世帯枠の抽選で落選した場合は、一般世帯枠でもう一度抽選ができます。

- ①【高齢者世帯】75歳以上の方のみで構成された世帯
- ②【子育て世帯】18歳以下の子どもが3人以上同居している世帯
- ③【三世代以上同居世帯】三世代以上で構成された世帯

※優先世帯枠で当選が決定した場合は、優先世帯確認のため、申請時に住民票の添付が必要です。

◆申込期間

7月19日(金)～8月19日(月)

◆申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、建築住宅課または各支所担当窓口へ提出してください。

◆公開抽選

8月29日(木) 14時

◆市役所くにびき大ホール

申し込みおたすね／建築住宅課 ☎②6176